

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（農林水産省）

制 度 名	公害防止用設備の特別償却制度（産業廃棄物処理用設備）	
税目（条文番号）	租税特別措置法第 11 条、第 43 条、第 68 条の 16	
見 直 し の 内 容	<p>公害防止用設備の特別償却制度（産業廃棄物処理用設備（高温焼却装置））の 2 年延長を行わないこと。</p> <p>〔対象設備〕 産業廃棄物処理用設備（高温焼却装置）</p> <p>〔現行制度の概要〕 公害防止用設備で特定のものは、通常の減価償却のほか、100 分の 14 の特別償却ができる。</p>	
	増収見込額 （平年度）	+ 9. 1 百万円
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	<p>本制度は、公害問題の深刻化・公害規制の強化等の背景のもと昭和 47 年に創設され、法律に基づく削減計画（平成 12 年 9 月（改正平成 17 年 6 月））の目標値達成のため延長してきた。</p> <p>平成 20 年 12 月に環境省により発表されたダイオキシン類の排出量の目録（排出インベントリー）によると、22 年度削減目標（15 年度比約 15% 減）を 18 年度に達成、19 年度には 23% 減と順調に削減しており、政策目的を達成したため。</p>	